

ソーラーメイドでんき

(「ソーラーメイド+」適用)

料金メニュー表

[低圧]

【四国電力送配電株式会社管内】

実施日 2021年3月15日

レネックス電力合同会社

この「料金メニュー表 [低圧]【四国電力送配電株式会社管内】」（以下「本料金メニュー表」といいます。）は、当社が別途定める「電気需給約款 [低圧]」（以下「本約款」といいます。）に基づき、当社の電気をご使用になるお客様に電気を供給するときの料金その他の条件を定めたものです。

第1条 定義

次の用語は、本料金メニュー表においてそれぞれ次の意味で使用します。本料金メニュー表で用いられるその他の用語は、本料金メニュー表で別途定義される場合を除き、本約款において用いられている意味を有します。

(1) 平日昼間

休日等以外（以下に定義します。）の日の午前9時から午後11時までの時間をいいます。

(2) 休日

土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日並びに12月31日（以下「休日等」といいます。）における午前9時から午後11時までの時間をいいます。

(3) 夜間

午後11時から翌午前9時までの時間をいいます。

(4) 一般送配電事業者

四国電力送配電株式会社をいいます。

第2条 対象地域

本料金メニュー表で定める料金等その他の条件が適用される対象地域は一般送配電事業者の供給区域となります。但し、離島は除きます。

第3条 料金メニュー

1. 本料金メニュー表に規定する料金メニューは次のとおりとします。

ソーラーメイトでんき	従量電灯
	時間帯別電灯（オール電化）

2. 各料金メニューで供給される電力は以下のとおりです。

ソーラーメイトでんき

供給電力の5%以上を目標値として太陽光発電所由来の非化石証書を供給電力に付加することにより、実質的に太陽光発電により調達した電力を供給します。

※ 上記数値は目標値であるため、実際の割合とは相違が生じることがあります。

なお、ソーラーメイトでんきに関する電源構成は当社のホームページをご参照ください。

第4条 従量電灯

1. 適用範囲

電灯又は小型機器を使用する需要で、①及び②に該当するものに適用します。

① 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること

- ② 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約需要容量及び契約電力の合計（この場合 1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること
2. 最大需要容量
最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客様と当社の協議によって行います。なお、現在ご契約中の小売電気事業者がいらっしゃるお客様は、原則当該小売電気事業者との最大需要容量に則ります。
3. 供給電気方式、供給電圧及び周波数
供給電気方式、供給電圧及び周波数は、託送供給等約款に定めるところによるものとします。
4. 料金
料金は、その 1 か月の使用電力量に基づき次によって算定された金額に、別表 1(5)によって算定された燃料費調整額及び別表 2 第 3 項によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を加算し又は差し引いたものとします。

最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	411.4円
電力量料金	11キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	19.35円/キロワット時
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	25.64円/キロワット時
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	28.98円/キロワット時

第 5 条 時間帯別電灯（オール電化）

1. 適用範囲

当社とお客様が合意した場合に適用します。

2. 契約電力

契約電力は以下のいずれかの方法により定めます。また、現在ご契約中の小売電気事業者がいらっしゃるお客様は、原則当該小売電気事業者との契約電力に則ります。

(1) 最大需要電力基準

各月の契約電力は、次の場合を除き、その 1 月の最大需要電力（記録型計量器により計量される 30 分ごとの使用電力量を 2 倍した値の最大値をいいます。以下同じ。）と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

イ 新たに電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降 12 月の期間の各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。但し、本電気需給契約により新たに電気の供給を受ける前から引き続き一般送配電事業者の供給設備を利用される場合には、本電気需給契約による電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上、本電気需給契約によって受けた電気の供給とみなします。

ロ 契約負荷設備（あらかじめ設定していただきます。）を増加される場合で、増加された日を含む 1 月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその 1 月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、

その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間は、その期間の最大需要電力の値といたします。

- ハ 契約負荷設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかとなるときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約負荷設備の内容、電気のご使用状況等にもとづいて、お客様と当社との協議によって定めた値といたします。但し、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客様と当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客様と当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

本(1)により算定された値が0.5キロワット以下となる場合の契約電力は、託送供給等約款等にかかわらず、0.5キロワットといたします。

(2) 契約主開閉器基準

お客様が契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、(1)に拘わらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、次の方法により算定された値とします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認します。

- ① 供給電気方式及び供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルト若しくは200ボルト又は交流単相3線式標準電圧100ボルト及び200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1/1000 \times \text{力率 (100\%)}$$

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。

- ② 供給電気方式及び供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1.732 \times 1/1000 \times \text{力率 (100\%)}$$

3. 供給電気方式、供給電圧及び周波数

供給電気方式、供給電圧及び周波数は、託送供給等約款に定めるところによるものとします。

4. 料金

料金は、以下の各料金メニューの①基本料金及び②電力量料金に、別表1(5)によって算定された燃料費調整額及び別表2第3項によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を加算し又は差し引いたものとします。

① 基本料金

1か月の基本料金は、次のとおりとします。但し、全く電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

1契約につき最初の10キロワットまで	1,650円
上記をこえる1キロワットにつき	562.22円

② 電力量料金

電力量料金は、その1か月の季節別、平日休日別及び時間帯別の使用電力量に基づき、次の電力量料金単価を乗じて算定します。

平日昼間	32.49円/キロワット時
休日	21.64円/キロワット時
夜間	14.87円/キロワット時

第6条 本料金メニュー表の変更及び料金メニューの変更・廃止

当社は、料金メニュー及び供給条件等、本料金メニュー表に定める内容を変更又は廃止する場合には、本約款第3条によるものとします。

別表 1 (燃料費調整)

1. 燃料費調整額の算定

(1) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値とします。

- ① 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合
燃料費調整単価 = (基準燃料価格 - 平均燃料価格) × 基準単価 / 1,000
- ② 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合
燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - 基準燃料価格) × 基準単価 / 1,000

(2) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計（関税法に基づき公表される統計をいいます。）の輸入品の数量及び価額の値に基づき、次の算式によって算定された値とします。なお、平均燃料価格は 100 円単位とし、100 円未満の端数は 10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格及び 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は 1 円とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(3) α 、 β 、 γ 、基準燃料価格及び基準単価の値

(1) 及び(2) に定める α 、 β 、 γ 、基準燃料価格及び基準単価の値は、需給地点が属する供給区域毎に、次の表に定めるとおりとします。なお、基準単価は消費税等相当額を含みます。

供給区域	四国電力送配電 株式会社
α	0.2104

β	0.0541
γ	1.0588
基準燃料 価格	26,000 円
基準単価	低圧：19 銭 6 厘/kWh

(4) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用します。なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次の表に定めるとおりとします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月末日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月末日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月末日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月末日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月末日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月末日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月末日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月末日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月末日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月末日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月末日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月末日までの期間	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(5) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定します。

2. 燃料費調整単価等の通知

当社は、各月の料金に係る第1項(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格及び第1項(2)によって算定された燃料費調整単価を、当社のホームページ上でお客様の閲覧に供する方法によって、お客様に通知します。

別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

2. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

第1項に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の5月の料金に係る計量期間等の初日から翌年の4月の料金に係る計量期間等の最終日までの期間に使用される電気に適用します。

3. 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

- ① 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、当該月の算定使用電力量に第1項に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定します。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。
- ② お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客様が当社にその旨通知したときは、お客様からの通知直後の5月の料金に係る計量期間等の初日から翌年の4月の料金に係る計量期間等の最終日まで（お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項又は第6項の規定により認定を取り消された場合は、認定取消日を含む計量期間等の最終日までとします。）の期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、(i)にかかわらず、(i)によって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項に規定する政令で定める割合を乗じて得た金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものとします。なお、減免額の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。